

### 独占禁止法は何のためにあるのでしょうか

(1) 独占禁止法のような経済に関する法律は、その目的や基本的な考え方を理解することが、個々の条文を解釈する上で極めて重要です。

独占禁止法は何のためにあるのでしょうか。一言でいえばそれは競争政策を実現するためにあるということになります。自由市場経済は、企業間の競争を通じて運営されるのが最も効率的で公正であるという考え方に基づいています。このような理念に基づいて競争を維持・促進する政策を**競争政策**と呼んでいます。

競争することによって企業の創意工夫が発揮され、商品やサービスが多様化し、価格が引き下げられ、経済の効率的な運営が図られます。それによって、国民全体の利益、すなわち一般消費者の利益が確保される仕組みになっているのです。

(2) このように競争が活発に行われることは、経済社会全体にとって必要なことですが、その当事者である個々の企業にとっては、競争は極めて厳しいものです。

競争に勝つためには良質・廉価な（安くて質のよい）商品やサービスを絶えず供給していく努力が必要です。この努力を怠っていれば競争に負け、市場から撤退せざるを得なくなります。

そこで企業は、競争を避けるために、あるいは競争に勝つために、競争者と共同して、あるいは単独に、あらゆる手段や方法を用いるようになります。

例えば、同業者同士で話し合っ、これ以下の価格では売らないようにしようという申し合わせをして、競争を避けようとするかもしれません。あるいは、新しい競争者が現れると、ダンピングを行うなどして市場に入れさせないよう、その進出を妨害したり、自社の商品について事実と反してあたかも高品質であるかのように表示して、顧客を獲得しようとするかもしれません。また、市場における競争力を高めるために合併や提携を行うこともあります。

(3) 独占禁止法は、競争に関係する企業の行為について競争のルールを定め、そのルールの下で自由な事業活動を保証し、**市場メカニズムが有効に機能**するよう環境を整備していくという役割をもった法律です。このように、独占禁止法は市場経済の要となる法律であり、これが「**経済憲法**」と呼ばれるゆえんでもあります。

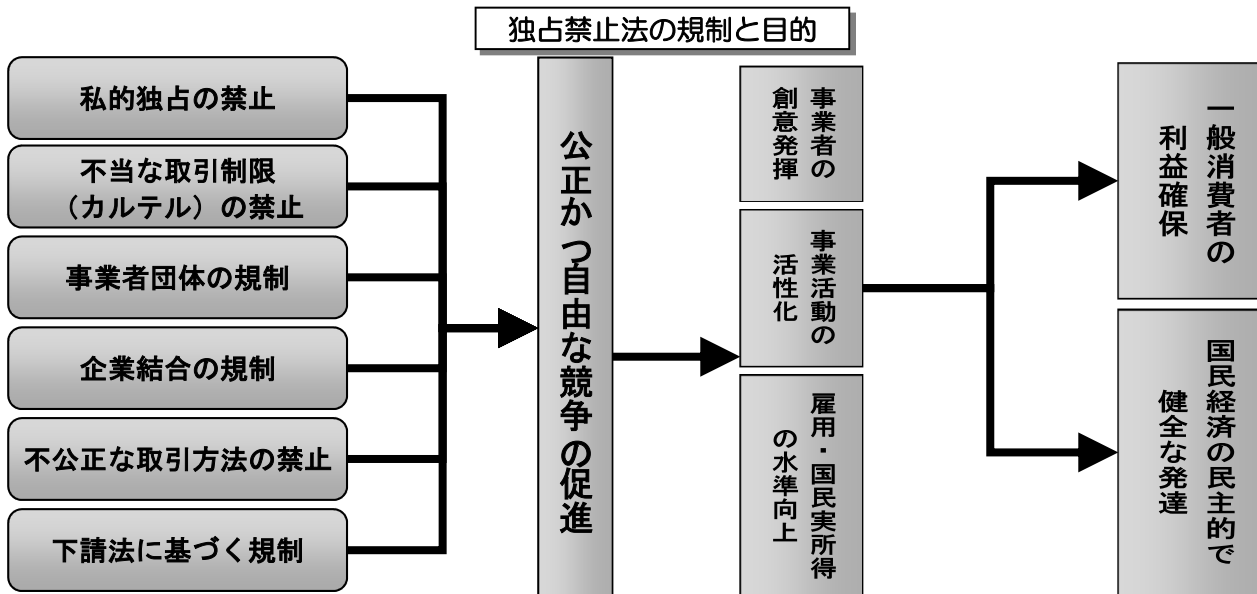
### 独占禁止法はどのような内容でしょうか

(1) 独占禁止法では、目的、用語の定義、禁止される行為（実体規定といいます）、違反行為の事件処理手続（手続規定といいます）、公正取引委員会の組織や権限、違反行為に対する措置や罰則などを定めています。

(2) 独占禁止法で禁止されている行為の主なもの、次の3つです。

- ① 私的独占
- ② 不当な取引制限

### ③ 不公正な取引方法



この3つは、「独占禁止法の3本柱」と呼ばれ、独占禁止法で定める企業活動のルールとして重要なものとなっています。

このほか、競争を制限することとなる合併や株式所有などの**企業結合**を規制し、競争的な市場環境を維持する規定が置かれています。

また、下請取引を規制する法律として、独占禁止法を補完する「**下請代金支払遅延等防止法**（下請法と略称されています）」があります。同法は、親事業者の下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を規制するため、下請代金の支払遅延や減額、不当な返品などを禁止することにより、下請事業者の利益を保護しています。

(3) 独占禁止法で禁止されているのは、「**自由な競争**」を制限したり、「**公正な競争**」を阻害するおそれのある行為です。

市場経済においては、複数の事業者が、顧客にとって質の良い商品やサービスをいかに安い価格により提供するかを競い合います。それが競争です。

競争に勝つためには、価格が安くて品質の良いものや、安くて良いサービスを売る必要があります。これらの競争は、自由に(活発に)行われると同時に、公正な手段や方法で行われなければなりません。

「**自由な競争**」というのは、事業者が商品やサービスの価格、数量、取引条件などを他の者から拘束されることなく自由に決められるということ、さらに、その事業に誰でも自由に参入できる、という2つの意味をもっています。

「**公正な競争**」というのは、競争の手段や方法が価格、品質、サービスを中心として行われ、事業者の自由で自主的な判断によって取引が行われるという競争の基盤が保たれていることを意味しています。価格や品質によって競争するのではなく、取引上の地位を不当に利用したり、欺まんの方法で顧客を誘引するなどの行為は、公正な競争とはいえません。

## 公正取引委員会

(1) 自由な経済社会において市場機能を十分に発揮させていくためには、常に公正で自由な競争ルールが守られなければなりません。それを実現するために、独占禁止法を運用する行政機関として公正取引委員会が設置されています。

公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属し、行政組織上、内閣府の外局として設置されており、権限の行使については、**独立行政委員会**として他から指揮監督を受けることなく、独立して職権を行使することとなっています。

公正取引委員会は、事業者や事業者団体の活動が独占禁止法に違反するかどうかを個別の事案ごとに判断するジャッジ・マンの役目をもっています。また、市場における競争を促進するためには、競争制限的な規制を緩和又は撤廃することも必要で、他の行政機関との間で競争促進のための行政措置に関する調整を行っていく役割も担っています。このような役割を果たすためには高度の専門性が必要であり、また、経済の基本原則である市場原理を守るためには、中立性も求められることから、公正取引委員会は、法律又は経済に関する学識経験を有する委員長と4人の委員からなる合議制をとっています。

(2) 公正取引委員会の下には、委員会の事務を処理するために事務総局が置かれています。(平成26年度末 定員830人)

### [公正取引委員会の組織]

